

電子申請

を利用すれば、

★土日を含めて 24 時間！

★会社や自宅から！

労働保険関係等の手続きができます。

電子申請なら他にもこんなメリットが！

入力ミスや記入漏れをチェックしてくれる！

移動費用や人件費等のコストが削減される！



労働局、監督署、安定所等での待ち時間がなくなる！

申請・届出の用紙が不要になる！

労働局、監督署、安定所等のそれぞれに
来庁する必要がなくなる！

事業主の皆様には、以下のような届出を都度、提出していただいておりますが、上記のようなメリットを享受してみませんか？

○ 特に提出頻度が高い届出等

労働保険年度更新申告書、労働保険関係成立届、労働保険名称、所在地等変更届、労働保険一括有期事業開始届、労働保険一括有期事業報告書、労働保険料等還付請求書

その他、雇用保険関係手続（資格取得届、喪失届等） など



厚生労働省 青森労働局

まずは、利用前の準備をしましょう！

- ① マイナンバーカードとカードリーダーを入手してください！
(または認証局から電子証明書を購入してください)

※ カードリーダーは家電量販店やインターネットサイト等で販売しており、購入費用は、数千円程度です。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

- ② パソコンが電子申請(e-Gov(電子政府)の電子申請システム)に対応できるか確認してください！

※ e-Gov(電子政府)HP上での詳しい設定方法は別添で説明します！

● 別添「利用前の準備」

準備ができたら、申請しましょう！

- ③ e-Gov(電子政府)のHPにアクセスし、申請したい様式を検索し、画面上で作成してください！

- ④ そのままe-Gov(電子政府)HPから電子申請してください！

※ e-Gov(電子政府)HP上での詳しい申請方法は別添で説明します！

● 別添「電子申請の方法」

★ **市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、更に以下のメリットがあります。**

- ・ **労働者の情報をソフト内に入力し保存できる！**
- ・ **当該データを利用すれば、ワンクリックで様式が自動作成されるので、あとはそれを送信するだけ！**

主なソフトは、別添で紹介していますので、是非、ご利用をご検討ください。

● 別添「電子申請用ソフト一覧」

分からないことがあれば、気軽にご相談ください！

○パソコンの環境設定など、申請前までの操作方法の問い合わせ
e-Gov(電子政府)

TEL:050-3786-2225

○労働保険等の申請をする時の操作方法の問い合わせ
青森労働局労働保険徴収課

TEL:017-734-4145

○以下の e-Gov(電子政府)HPや厚生労働省本省のHPでも電子申請の方法等について、ご紹介しています。

e-Gov

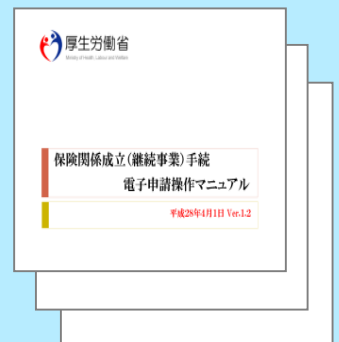
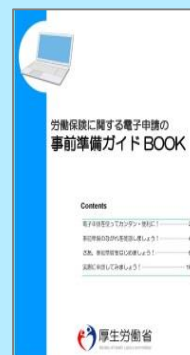
<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

厚生労働省本省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

『事前準備ガイドBOOK』などの
各種マニュアルもご用意しています。
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

出典：e-Govウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)



OracleとJavaは、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。